

物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の 商号又は名称及 び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠 条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応 募者数	
2次監視レーダ装置の 点検整備 1件	分任支出負担行為 担当官 防衛装備庁航空装 備研究所管理部会 計課長 木村 浩一 東京都立川市栄町 1-2-10	R5. 5. 23	NECネット ワーク・センサ (株) 東京都府中市日 新町1-10	7012401000240	本件の履行に必要な、2次監視レーダ装置 の機能、性能、構造に関する専門的な知識 及び取扱技術を有していることが必要不可 欠であり公募を実施した結果、応募者が該 者一者で評価基準を満たしているため。 (会計法第29条の3第4項)(公募)	同種その他の契 約の予定価格 を類推される おそれがある ため公表しな い。	4,260,300	-					11003
回転式荷重測定装置の 点検整備 1件	分任支出負担行為 担当官 防衛装備庁航空装 備研究所管理部会 計課長 木村 浩一 東京都立川市栄町 1-2-10	R5. 5. 25	(株) SUBA RU 東京都渋谷区恵 比寿一丁目20 番8号	5011101019196	本件の履行に必要な、回転式荷重測定装置 の機能・性能・構造に関する専門的知識並 びに設計・製造に関する技術及び知識を有 していることが必要不可欠であり公募を実 施した結果、応募者が該者一者で評価基準 を満たしているため。(会計法第29条の 3第4項)(公募)	同種その他の契 約の予定価格 を類推される おそれがある ため公表しな い。	25,503,500	-					11004
温度評価試験装置等の 点検 1件	分任支出負担行為 担当官 防衛装備庁航空装 備研究所管理部会 計課長 木村 浩一 東京都立川市栄町 1-2-10	R5. 5. 30	三菱重工冷熱 (株) 東京都港区芝浦 2丁目11番5 号	1010701015344	本件の履行に必要な、温度評価試験装置の 点検を実施する専門的知識及び取扱技術 を有していることが必要不可欠であり公募 を実施した結果、応募者が該者一者で評価 基準を満たしているため。(会計法第29条 の3第4項)(公募)	28,306,300	27,874,000	98.47%					11006
保安監視装置（射場地 区）の点検整備等 1件	分任支出負担行為 担当官 防衛装備庁航空装 備研究所管理部会 計課長 木村 浩一 東京都立川市栄町 1-2-10	R5. 5. 31	エスケイジャ パン(株) 福岡県筑紫野市 桜台2丁目23番 地2号	8290001047800	本件の履行に必要な、保安監視装置（射場 地区）の機能、性能、設計、製造及び点検 整備に関する知識及び技術を有しているこ とが必要不可欠であり公募を実施した結 果、応募者が該者一者で評価基準を満た しているため。(会計法第29条の3第4 項)(公募)	10,769,000	10,582,000	98.26%					11007

物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の 商号又は名称及 び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠 条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応 募者数	
島嶼防衛用新対艦誘導 弾の要素技術の性能確 認試験の形態管理作業 (その4) 1件	分任支出負担行為 担当官 防衛装備庁航空装 備研究所管理部会 計課長 木村 浩一 東京都立川市栄町 1-2-10	R5. 5. 9	川崎重工業 (株) 兵庫県神戸市中 央区東川崎町3 丁目1番1号	1140001005719	本件の履行に必要な島嶼防衛用新対艦誘導 弾の要素技術（その2）の研究試作のうち ターボファンエンジン、エンジン試験器材 及びエンジン計測器材について、性能、機 能、構造、運転及び整備に関する知識及び 技術を有していることが必要不可欠であり 公募を実施した結果、応募者が該者一者で 評価基準を満たしているため。(会計法第 29条の3第4項)(公募)	同種その他の契 約の予定価格 を類推される おそれがある ため公表しな い。	33,693,000	-					16001

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。